

証券コード 303A
(発送日) 2025年12月2日
(電子提供措置の開始日) 2025年11月27日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目10番11号
原宿ソフィアビル4階
株式会社 visumo
代表取締役社長 井上 純

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://visumo.asia/ir>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/303A/25311209/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「visumo」又は「コード」に当社証券コード「303A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月18日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1. 日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル
TKPガーデンシティ渋谷 4階 ホール4D
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 株式会社R e v i C oとの吸収合併契約の承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎株主総会参考書類「第1号議案 株式会社ReviCoとの吸収合併契約の承認の件」のうち『株式会社ReviCoの最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等の内容』については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月19日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### インターネットで議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）  
午後6時00分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）  
午後6時00分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX個

○○○○ 御中

××××年 ×月 ××日

○○○○○○

（印取捺印）

|    |       |
|----|-------|
| 1. | _____ |
| 2. | _____ |
| 3. | _____ |
| 4. | _____ |

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

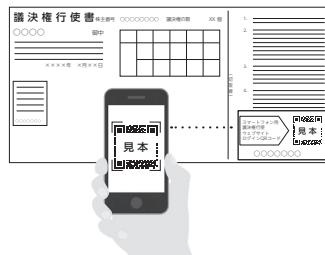
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

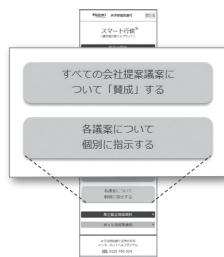
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード・パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
ウェブサイト

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

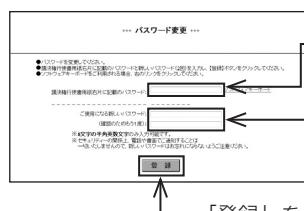
- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
**0120-768-524**  
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 株式会社ReviciCoとの吸収合併契約の承認の件

当社と株式会社ReviciCo（以下「ReviciCo」といいます。）とは、2025年10月16日開催の両社の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、ReviciCoを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を実施することを決議し、両社間で吸収合併契約を締結しましたので、かかる吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）について、ご承認いただきたく存じます。

#### 1. 本吸収合併を行う理由

##### (1) 本吸収合併の背景

SNSの普及により消費者の購買行動が劇的に変化する市場において、人々は企業からの一方的な情報よりも、SNS上のUGC（ユーザー生成コンテンツ）等の「共感」できるリアルな情報が求められるようになり、テキストから画像・動画へと情報収集の手段がシフトし、企業には顧客との長期的な関係を築き、顧客と共にブランド価値を創造していくことが不可欠となり、顧客の感情に訴えかけるビジュアルコンテンツと、信頼を醸成するリアルな声を戦略的に活用するソリューションが求められています。このような状況下において、visumoの「感情的な惹きつけ」に、ReviciCoの「信頼担保」が組み合わさることで、顧客がブランドを知り、体験し、その声を共有・拡散させ、企業がその声に応えてサービスを向上させるという持続的な成長サイクルが生まれ、これは、顧客を単なる購入者ではなく、ブランドを共に創るパートナーとして捉える、次世代のマーケティングサービスとしてのニーズに応えるものとなります。そのような背景を基にして両社が提供するサービスのシナジーについて2025年4月より議論を重ねた結果、新たな成長機会の創出が可能であるとの結論に至り、両社が合併する事で早期の実現と両社企業価値の向上に資すると判断したため、本合併契約の締結に至りました。

##### ① visumo 共感を創出し、ロイヤルティを生むビジュアル活用

visumoは、Instagramの投稿写真や動画といったUGCや、スタッフ・アンバサダーが発信するビジュアルコンテンツをECサイトに活用するマーケティングサービスです。その目的は、単にコンテンツを表示することではなく、商品の背景にあるブランドの世界観や、ユーザーのリアルな使用シーンを伝えることで、顧客に「出会い系コンテンツ」を提供し、新たな発見や感動を生み出すことがあります。visumoの強みは、ビジュアルを通じて顧客の感情や憧れに直接訴えかけ、購買意欲そのものを創出する点です。さらに、UGCの掲載許諾プロセスを通じて顧客とコミュニケーションを図ることで、顧客の「ファン化」を促進し、一時的な売上貢献を超えた長期的なブランド資産の構築を可能にします。ECサイトを単なる購入の場から、発見と体験を提供するメディアへと進化させる戦略的なツールです。

## ② ReviCo 信頼を基盤に、集客から共創まで実現するレビュー活用

ReviCoは、ECサイトにおけるレビューを戦略的に活用するマーケティングサービスです。その価値は、購入の後押しに留まりません。口コミ収集に関する特許技術を有し、購入後の自動メールからログイン不要・最短2クリックで投稿できる「手間いらず」の設計で、質の高いレビューを効果的に収集します。収集したレビューは、年代や肌質などの属性で絞り込めるため、顧客は自分と似た境遇の人の意見を参考にでき、購買への不安を解消します。さらに、この豊富なレビューコンテンツはSEO対策としても機能し、自然検索からの集客に貢献します。また、導入企業を横断した口コミポータルサイト「ReviCoポータル」からの送客も見込めるため、新たな集客チャネルとしても機能します。そして、集まった「顧客の生の声」は、製品開発やサービス改善に活かすことができ、顧客と共に価値を高めていく貴重なデータ資産となります。

## ③ visumoとReviCoが拓く価値

visumoとReviCoをあわせて提供することは、単なる機能の補完に留まらず、顧客との新しい関係性を築くエコシステムを構築することに繋がります。

- ・共感で知り (visumo)

ビジュアルコンテンツ（UGC、ブランドの想い）をパーソナライズして届けることで、顧客の心を掴み、企業への共感、「欲しい」という感情的な惹きつけを生み出します。

- ・信頼で選び (ReviCo)

商品ページで信頼性の高いレビューに触れ、購買への不安を解消し、納得して購入に至ります。

- ・体験を共有し (visumo & ReviCo)

特許技術に裏付けられた簡単なプロセスで体験をレビューとして共有。その声が新たな顧客を呼び込む資産となります。また、購入後の体験を動画・画像で共有し、顧客がつながります。

- ・企業が学び、応え (visumo & ReviCo)

企業はレビューデータを分析し、製品やサービスを改善。また、スタッフの想いがビジュアルコンテンツとして簡単に共有。顧客との「共創」が実現します。

- ・共感が深まり、拡散する (visumo & ReviCo)

改善されたサービスや、企業とのコミュニケーションを通じて顧客のファン化が加速。新たなUGCや好意的なレビューが生まれ、それがvisumoとReviCoを通じてさらに多くの人に拡散されていきます。

## (2) 本吸収合併の目的

両社は、「クロスセルによる事業成長」「マーケティングサービスの強化」「経営基盤の強化・管理コストの削減」を軸とした統合効果の実現により、企業価値の向上及び株主の皆様の株式価値の増大を目指し、本吸収合併を進めてまいります。

### ① クロスセルによる事業成長

両社は、ECサイト運営事業者をはじめ共通の顧客基盤を有しており、2025年9月現在の累計導入社数はvisumoが900社超、ReviCoが320社超となっております。統合により両社の既存顧客への効率的な相互提案が可能となり、クロスセルによる単価向上に伴う事業成長の加速が期待されます。また、両サービスを併せてご導入いただくことでワンストップのマーケティングサービス提供が実現されることから、顧客ロイヤルティの向上によるサービス継続利用の向上、解約率の低下が期待され、持続的な成長を図る事ができると考えております。

### ② マーケティングサービスの強化

本吸収合併により、visumoのビジュアルデータとReviCoのレビューデータをシームレスに連携する事で、両社がAI技術を活用して推進するパーソナライズ機能をより高度なものへと進化させる事が可能と考えております。また、ReviCoは口コミ収集に関する特許技術（特許7588912、特許7606790）を保有しています。この技術を取り入れ活用させていく事で、より信頼性が高く効率的なコンテンツの収集が実現します。これらの強化によりECサイトやオウンドメディアでの「共感」と「信頼」そして「共有」の持続的成長サイクルを促進する次世代型のマーケティングサービスへの進化を図る事ができると考えております。

### ③ 経営基盤の強化・管理コストの削減

両社は、これまでに培ってきた開発技術、営業、マーケティングのノウハウおよび人材を統合することで、事業規模の拡大と経営効率の向上を実現し、企業規模が拡大し信用力の向上や財務基盤が強化されることで、今後の持続的な成長を実現するための投資にも対応しやすくなると考えております。また、両社が管理部門ならびにオフィス環境やITインフラを一本化することで、重複業務の解消やオペレーションを効率化することで、コスト最適化による中長期的な利益率の向上を図る事ができると考えております。

## 2. 吸収合併契約の内容

当社と R e v i C oとの間で締結した本吸収合併契約の内容は以下のとおりです。

### 吸收合併契約書

株式会社 v i s u m o (以下「甲」という。) と株式会社 R e v i C o (以下「乙」という。) は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条 (吸収合併)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)を行い、甲は、本吸収合併により、乙の権利義務の全部を承継する。

#### 第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

##### (1) 吸収合併存続会社

商 号：株式会社 v i s u m o

所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目10番11号 原宿ソフィアビル4階

##### (2) 吸収合併消滅会社

商 号：株式会社 R e v i C o

所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー

#### 第3条 (本吸収合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主(ただし、甲及び乙を除く。以下「対象株主」という。)に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に27.58を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき27.58株の割合をもって、前項に定める甲の普通株式を割り当てる。

#### 第4条 (資本金及び準備金の額)

1. 本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資本金： 0円

(2) 資本準備金： 0円

(3) 利益準備金： 0円

2. 本吸収合併により増加する甲の剰余金の額は、会社計算規則に従って処理する。

## 第5条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。ただし、本吸収合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

## 第6条（吸収合併契約の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会において本契約の承認及び本吸収合併に必要なその他の事項に関する決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があつたものとみなされる場合を含む。）を求める。

## 第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意のうえ、これを行う。

## 第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は明らかになった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意のうえ、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める株主総会の承認が得られなかったとき、本吸収合併に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が得られなかったとき又は前条に基づき本契約が解除されたときにはその効力を失う。

## 第10条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議し合意のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙はその写しを保管する。

2025年10月16日

東京都渋谷区神宮前六丁目10番11号 原宿ソフィアビル4階  
株式会社 v i s u m o  
代表取締役社長 井上 純

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー  
株式会社 R e v i C o  
代表取締役社長 高橋 直樹

### 3. 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

#### （1）本吸収合併に係る割当ての内容

|                 | 当社<br>(吸収合併存続会社)    | R e v i C o<br>(吸収合併消滅会社) |
|-----------------|---------------------|---------------------------|
| 本吸収合併に係る割当比率    | 1                   | 27.58                     |
| 本吸収合併により交付する株式数 | 当社普通株式：413,700株（予定） |                           |

##### （注1）株式の割当比率

R e v i C oの普通株式1株に対して、当社の普通株式27.58株を割当交付します。上記の本吸収合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議のうえ変更することがあります。

##### （注2）本吸収合併により交付する当社の株式数

当社は、本吸収合併に際して、本吸収合併により当社がR e v i C oの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のR e v i C oの株主名簿に記載又は記録されたR e v i C oの株主（当社及びR e v i C oを除きます。）に対して、その保有するR e v i C oの普通株式の株式数の合計に27.58を乗じた数の当社の普通株式を割当交付する予定であり、かかる交付については、新たに発行する普通株式を使用する予定です。

## (2) 割当内容の根拠及び理由

当社は、本合併比率を含む本吸収合併の公正性・妥当性を確保するため、当社及びRevic〇並びに当社及びRevic〇の親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングス（以下「SCHD」といいます。）から独立した第三者算定機関であるBE1総合会計事務所（以下「BE1」といいます。）に合併比率の算定を依頼し、2025年10月15日付けをもって合併比率算定書を取得しています。

また、当社は、上記に加え、後記「4. 支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、独立役員である社外取締役から2025年10月16日付けをもって、本吸収合併の目的は正当かつ合理的であり、本吸収合併の条件及び交渉過程の手続は公正であり、本吸収合併を行うことが当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を取得しています。

当社は、かかる算定書及び意見を踏まえ、財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案しつつ、本吸収合併比率により本吸収合併を行うことについて慎重に協議・検討した結果、本吸収合併比率はBE1から受領した合併比率の算定結果のうち、参考値として補完的に算定されたDCF法による評価レンジの上限を僅かに超過するものであるが、主たる算定手法であり上場株式について最も信頼が置ける算定手法である市場株価基準法に基づくに算定レンジの中央寄りの数値であることからも合理的な水準にあり、少数株主の皆様にとって不利益なものではなく、本吸収合併比率により本吸収合併を行うことが妥当であると判断したことから、本日、本吸収合併契約を締結することを決定しました。

なお、本吸収合併比率は、本吸収合併契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社の合意のうえ変更されることがあります。

## (3) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び当社との関係

BE1は、当社、Revic〇及びSCHDから独立した第三者算定機関であり、当社、Revic〇又はSCHDの関連当事者に該当せず、本吸収合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、当社がBE1に対して支払う報酬金額は、本吸収合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬であることから、本吸収合併の成否からの独立性も確保されております。

### ② 算定の概要

BE1は、当社の株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を採用し、これを補完する目的の参考値として、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法による算定も行いました。他方、Revic〇の株式は金融商品取引所に上場されていませんが、上場類似会社が複数存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、これらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映す

るためDCF法を採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。以下の合併比率は、Revicoの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の比率（合併比率）を記載したものです。

| 採用手法    |         | 合併比率の評価レンジ  |
|---------|---------|-------------|
| 当社      | Revico  |             |
| 市場株価基準法 | 類似会社比較法 | 19.45～30.84 |
|         | DCF法    | 24.95～35.71 |
| DCF法    | DCF法    | 17.12～27.50 |

#### (市場株価平均法)

2025年10月15日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所における算定基準日までの5営業日、1か月間、3か月間及び6か月間の出来高過重平均値を採用しております。

#### (類似会社比較法)

Revicoの主要事業に類似性が認められる類似上場会社として、株式会社ドーン、株式会社いい生活、eBASE株式会社、SCAT株式会社、株式会社ユーザーーカル及びアライドアーキテクツ株式会社を選定したうえ、EV/EBITDA倍率を用いて算定を行いました。

#### (DCF法)

当社については、当社が作成した2027年3月期を最終期とする利益計画を計画1期として、計画2期以降は前年比10%増加、計画6期以降はゼロ成長で推移する前提としました。かかる計画を前提として考慮したうえで、将来の年次の株主に帰属するネット・キャッシュ・フローを予測し、これに一定の割引率をもって割引計算したキャッシュ・フローの現在価値の総和として評価しています。割引率は8.7%～10.7%を採用しており、継続価値の算定に際しては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。

Revicoについては、Revicoが作成した現在進行期である2026年3月期の利益予算を基礎とし、かかる予算が将来計画1期（2027年3月期）の業績とみなし、計画2期以降は前年比10%増加、計画6期以降はゼロ成長で推移するモデルを採用いたしました。かかる計画を前提として考慮したうえで、将来の年次の株主に帰属するネット・キャッシュ・フローを予測し、これに一定の割引率をもって割引計算したキャッシュ・フローの現在価値の総和として評価しています。割引率は8.7%～10.7%を採用しており、継続価値の算定に際しては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。

Revicoの利益計画においては、大幅な増益を見込んでいる計画年度が含まれています。具体的には、計画第2期（2028年3月期）から第5期（2031年3月期）について、売上高、売上原価（ソフトウェア償却費を除く。）及びソフトウェア投資額が前年比10%増にて推移するとしつつ販売費及び一般管理費が増加しないモデルを前提としたことを理由として、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが、当該各計画期においていずれも前年比30%超の増

額となることを見込んでおります。

R e v i C o の利益計画においては、大幅な増益を見込んでいる計画年度が含まれています。具体的には、売上高、売上原価（ソフトウェア償却費を除く。）及びソフトウェア投資額が前年比10%増にて推移するとしつつ販売費及び一般管理費が増加しないモデルを前提としたことを理由として、計画第2期（2028年3月期）から第5期（2031年3月期）における営業利益、また、計画第2期（2028年3月期）から第6期（2032年3月期）におけるフリー・キャッシュ・フローが、当該各計画期においていずれも前年比30%超の増額となることを見込んでおります。

B E 1 は、上記合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用しており、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としていますが、それらの正確性及び妥当性並びに完全性の検証を行っておらず、また、その義務を負うものでも、それらを保証するものではありません。

なお、上記の利益計画及び利益予算は、いずれも本吸収合併の実施を前提としていません。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 公正性を担保するための措置

本吸収合併は、当社の親会社である S C H D を完全親会社とする R e v i C o を吸収合併消滅会社とすることから、当社は、当社、R e v i C o 及び S C H D から独立した第三者算定機関である B E 1 を選定し、2025年10月15日付けをもって本合併比率に関する算定書を取得しました。

なお、本合併比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

##### (2) 利益相反を回避するための措置

本吸収合併は、当社の親会社である S C H D を完全親会社とする R e v i C o を吸収合併消滅会社とすることから、当社は、当社の少数株主にとって不利益な条件をもって本吸収合併が行われることを防止するため、当社、R e v i C o 及び S C H D から独立した社外取締役であり、独立役員である甲斐真樹氏及び石川憲和氏に対して、本吸収合併を行うことが当社の少数株主にとって不利益でないか否かを依頼・諮問し、2025年10月16日付けをもって、以下に記載の概要の意見書を取得しています。

##### (3) 独立した第三者からの意見の内容

###### ① 本吸収合併の目的

当職らが確認した各種資料及び当社関係者からのヒアリングによれば、S N S の普及により、企業からの一方的な情報よりも、S N S 上の U G C （ユーザー生成コンテンツ）等の共感

できる情報が求められる状況を踏まえ、両社が提供するサービスのシナジーについて議論を重ねた結果、以下に掲げるとおり本吸収合併における背景や狙い及び本吸収合併による期待される効果から、当社の企業価値の向上が見込まれるとの経営上の判断の正当性が認められる。

#### (本吸収合併の背景と狙い)

SNSの普及により消費者の購買行動が劇的に変化し、企業からの一方的な情報よりも、SNS上のユーザー生成コンテンツ等の共感できる情報が求められる状況下において、ビジュアルコンテンツで「共感」を創出する当社の強みと、レビュー活用で「信頼」を担保するRevicoの強みを組み合わせる。これにより、「共感で知り、信頼で選び、体験を共有・拡散する」という持続的な成長サイクルを創出し、次世代のマーケティングサービスを提供することを戦略的な狙いとしているとの説明を受けた。

本吸収合併は、ユーザー生成コンテンツ等の共感できる情報が求められる市場動向を的確に捉えたものであり、両社の補完的な強みを活かして新たな顧客価値を創出しようとする点で、高い合理性が認められる。

#### (本吸収合併による効果)

本吸収合併による効果として、(a)既存顧客基盤という具体的な根拠に基づくクロスセル、(b)データ連携や特許技術活用といった明確なサービス強化策、(c)管理部門統合によるコスト削減といった実現可能性の高い施策に関する説明を受けた。

これらの効果が実現されることにより、事業成長の加速、競争優位性の確立、収益性の向上が期待できる。これらは当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであり、本吸収合併には正当性があると認められる。

当職らが当社の独立社外取締役として数年にわたって経営に関与してきた知識及び経験を踏まえて検討した結果、上述した背景のもとでは、本吸収合併によって得られる種々の効果によって更なる当社の企業価値の向上が見込まれるとの当社の判断には十分合理性が認められるため、本吸収合併の目的には正当性・合理性が認められる。

## ② 本吸収合併の条件

### (算定の概要について)

当社は、合併比率を検討するに際して、当社及びRevico並びにSCHDから独立した第三者算定機関であり、当該業務について経験豊富で社会的に一定以上の信頼を得ているBE1に算定書の作成を委嘱し、本吸収合併の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として2025年10月15日付け合併比率算定書を取得した。

BE1は、当社については、当社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用し、これを補完する目的の参考値として、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法による算定も行った。他方で、Revicoについては、同社の株式は金融商品取引所に上場されていないものの、上場類似会社が複数存在し、類

似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、これらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行った。

B E 1 は合併比率の算定業務について経験豊富で社会的に一定以上の信頼性を有していることに加え、合併比率の算定においては合理的な評価手法が用いられており、当社の価値を不当に低く評価する等の恣意的な数値操作は認められないこと、また、算定の基礎となる利益計画や利益予算等に不合理な点は見受けられないとすると、本算定書は、その作成方法及び内容において、適正・妥当なものと認められる。

#### (合併比率について)

当社取締役会は、本吸収合併における利益相反を解消したうえで、上記の算定書における算定結果を踏まえ、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案しつつ慎重に検討し、R e v i C oとの間で協議を重ねた結果として合併比率を決定しており、また、かかる合併比率は、当該算定書における参考値として補完的に算定されたDCF法による評価レンジの上限を僅かに超過するものであるが、主たる算定手法であり上場株式について最も信頼が置ける算定手法である市場株価基準法に基づく算定結果の算定レンジの中央寄りの数値であることからも、本吸収合併の条件の公正性は確保されているものと認められる。

### ③ 交渉過程その他の手続

本吸収合併に向けた検討過程において、吸収合併の条件の公正性の担保という観点において、以下のとおり、具体的な対応が行われていることから、本吸収合併における交渉過程の手続には公正性があると認められる。

#### (独立した第三者による合併比率の算定)

前述のとおり、当社は本合併比率の決定に際して、独立した第三者算定機関であるB E 1 に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を尊重したうえで割当比率を決定している。

#### (利害関係者の排除)

当社の取締役のうち、林雅也氏はS C H Dの取締役及びR e v i C oの取締役を兼務していることから、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本吸収合併に係る審議及び議決には参加しておらず、また、当社の立場において本吸収合併の協議及び交渉には参加していない。

#### (独立した第三者からの意見書の取得)

当社取締役会は、本吸収合併を検討するにあたり、本吸収合併における利益相反を解消し、本吸収合併の公正性及び透明性を担保するために、S C H Dからの独立性を有し、かつ、東京証券取引所に独立役員として届出がされている当社の独立社外取締役2名に対して、本意見書の提出を嘱託しており、本意見書の内容を尊重する意向を示している。

④ 少数株主の不利益

上記の各検討内容を踏まえ、これらを総合的に考慮すれば、当社取締役会による本吸収合併を行う旨の決議が、当社の少数株主にとって不利益とはいえないと認められる。

5. 当社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

本吸収合併に際して当社の資本金及び準備金の額は増加せず、また、本吸収合併により増加する剰余金の額は会社計算規則に従って処理します。

かかる処理は、会社計算規則及びその他の公正な会計基準等に基づいており、また、当社の資本の状況その他の諸事情を総合的に判断したうえで決定したものであり、相当であると考えております。

6. 本吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

7. 計算書類等に関する事項

(1) 当社の最終事業年度（2025年3月期）の末日後に生じた重要な事象の内容

当社は、2025年6月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに同日開催の当社第6期定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年6月20日に発行・割当てを行いました。

① ストック・オプション制度を導入する目的

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものです。

② 新株予約権の発行要領

|                          |                                                                                               |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 割当日                      | 2025年6月20日                                                                                    |
| 割当総数                     | 165個                                                                                          |
| 目的株式の種類・数                | 当社普通株式16,500株（新株予約権1個につき100株）                                                                 |
| 行使時の払込金額                 | 112,500円（1株につき1,125円）                                                                         |
| 行使可能期間                   | 2029年6月19日から2035年6月18日まで                                                                      |
| 行使により株式を発行する場合における増加資本金等 | 会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（端数切上げ）とし、かかる資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金とする。 |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行使条件 | <p>① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、③の契約に定めるところによる。</p> <p>③ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |
| 譲渡制限 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。                                                                                                                                                                                                                                                                     |

(2) R e v i C o の最終事業年度（2025年3月期）に係る計算書類等の内容

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面への記載を省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトにアクセスのうえご参照ください。

(3) R e v i C o の最終事業年度（2025年3月期）の末日後に生じた重要な事象の内容

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

第1号議案が承認可決されることを条件として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ReviCo（以下「ReviCo」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことに伴い、当社はReviCoの事業を承継することになるため、ReviCoの定款に定める事業目的を統合し、あわせて、株主総会及び取締役会の運営を適切に行うため招集権者及び議長の規定を明確化するものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、かかる定款変更は、かかる吸収合併の効力発生を条件として、かかる吸収合併の効力発生日である2026年1月1日に効力が生じるものとします。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款                                                                                           | 変更案                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ビジュアルマーケティングツールの開発、販売<br>2. (省略)<br>3. (省略)<br>4. (省略) | (目的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. マーケティングツールの開発、販売<br>2. (現行のとおり)<br>3. (現行のとおり)<br>4. (現行のとおり) |
| (招集権者及び議長)<br>第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。<br><br>② (省略)                                     | (招集権者及び議長)<br>第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 <u>代表取締役が2名以上</u> のときは、取締役会において予め定めた順序による。<br>② (現行のとおり) |
| (代表取締役及び役付取締役)<br>第22条 (省略)<br>② (省略)<br>③ 取締役会は、その決議によって <u>専務取締役、常務取締役</u> を選定することができる。      | (代表取締役及び役付取締役)<br>第22条 (現行のとおり)<br>② (現行のとおり)<br>③ <u>前項のほか、取締役会は、その決議によって役付取締役を選定することができる。</u>       |

| 現行定款                                                               | 変更案                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役会の招集権者及び議長)<br>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 | (取締役会の招集権者及び議長)<br>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 <u>代表取締役が2名以上とのときは、取締役会において予め定めた順序による。</u> |
| ② (省略)                                                             | ② (現行のとおり)                                                                                                    |

### 第3号議案 取締役2名選任の件

第1号議案が承認可決されることを条件として、当社を吸収合併存続会社、株式会社Revico（以下「Revico」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことに伴い、取締役2名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、以下のとおりです。

なお、かかる選任は、かかる吸収合併の効力発生を条件として、かかる吸収合併の効力発生日である2026年1月1日に効力が生じるものとします。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴（主な経歴）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たかはし なおき<br>高橋 直樹<br>(1980年2月19日) | 2002年4月 株式会社ソフトクリエイト 入社<br>(現・株式会社ソフトクリエイトホールディングス：2012年10月商号変更)<br>2012年4月 株式会社ソフトクリエイト 関西支社 開発部長<br>2012年10月 株式会社ecbeing 入社<br>2016年4月 株式会社ecbeing 執行役員<br>2022年4月 株式会社ecbeing 常務執行役員<br>2022年10月 株式会社Revico 代表取締役社長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                              | -株         |
| 2     | なかざり まさひろ<br>中桐 雅宏<br>(1963年5月1日) | 1992年4月 株式会社ソフトクリエイト 入社<br>2004年6月 株式会社ソフトクリエイト 取締役<br>(現・株式会社ソフトクリエイトホールディングス：2012年10月商号変更)<br>2012年10月 株式会社ソフトクリエイトホールディングス 取締役専務執行役員<br>2014年4月 株式会社ソフトクリエイト 取締役副社長執行役員営業本部長<br>2017年3月 株式会社アクロホールディングス 取締役（現任）<br>2018年12月 株式会社エートウジェイ 監査役<br>2019年5月 株式会社ソフトクリエイト 取締役（現任）<br>株式会社エートウジェイ 取締役<br>2019年6月 株式会社ecbeing 取締役（現任）<br>2022年10月 株式会社ソフトクリエイトホールディングス 取締役専務執行役員経営管理本部長（現任）<br>株式会社Revico取締役<br>2024年6月 株式会社Revico監査役（現任）<br>2025年10月 株式会社エートウジェイ監査役（現任）<br>株式会社マルカート監査役（現任） | -株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋直樹氏は、当社の親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングスの子会社である R e v i C o の代表取締役社長であります。
3. 高橋直樹氏は、R e v i C o の代表取締役社長として培われた豊富な経験・実績を有しており、今般の吸収合併により R e v i C o の事業を承継するに際して、引き続き、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かしてもらうため取締役候補者としました。なお、吸収合併の効力発生日までに開催される取締役会において、同氏を吸収合併後の代表取締役会長として選定することを予定しております（現代表取締役社長の井上純氏は、引き続き代表取締役社長として、当社の経営を牽引してまいります。）。
4. 中桐雅宏氏は、当社の親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングスの取締役専務執行役員です。同氏の株式会社ソフトクリエイトホールディングス及びその子会社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴（主な経歴）」欄に記載のとおりです。
5. 中桐雅宏氏は、東証プライム上場企業での取締役を務め、営業本部長、経営管理本部長等の業務執行の要職を歴任するなど、事業運営と経営戦略の双方に関する豊富な経験と実績を有しています。さらに、複数の会社で監査役を務めるなど、コーポレートガバナンス、内部統制およびリスクマネジメントに関する実務的知見も蓄積してきました。これらの知見を当社の取締役会における意思決定と監督機能の一層の充実に活かし、中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、同氏を取締役候補者としました。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル  
TKPガーデンシティ渋谷 4階 ホール4D  
TEL：03-6418-1073



### [交通のご案内]

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン 渋谷駅東口から 徒歩5分  
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線 渋谷駅B5出口から 徒歩5分